

宮崎県建築行政マネジメント計画

平成 23 年 6 月

平成 27 年 7 月改定

令和 2 年 7 月改定

宮崎県建築行政連絡会議

目次

I	改定に当たって	3
1	計画策定の背景	
2	前期マネジメント計画で取組みが不十分だった項目	
3	改定の考え方	
II	目標設定	5
III	対象範囲	5
IV	策定主体と推進体制	6
1	策定主体	
2	推進体制	
V	実施期間	6
VI	公表と見直し	6
VII	取り組む施策	6
A 目標1「新たに供給される建築物の適法性の確保」に向けた取組み		
1	迅速かつ適確な建築確認審査の推進	6
(1)	迅速かつ適確な審査の実施	
(2)	統一的な運用基準の整備等	
(3)	特定行政庁と指定確認検査機関等との連携	
2	中間検査・完了検査の推進 【重点】	8
(1)	検査受検の周知徹底及び未受検建築物への督促の実施	
(2)	検査の適確な実施	
(3)	特定行政庁が指定する特定工程に係る中間検査の導入の検討	
3	工事監理業務の適正化とその徹底 【重点】	9
(1)	適正な工事監理の促進	
B 目標2「建築主や建築物の利用者となる消費者の保護」に向けた取組み		
1	建築士・建築士事務所に対する指導・監督等の徹底 【重点】	10
(1)	適確な指導・監督・処分の徹底	

(2) 建築士の資質向上等のための取組みの推進

2 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底・・・11

(1) 特定行政庁による立入検査等

(2) 県が指定する指定確認検査機関への指導・監督の徹底

3 消費者への対応 【重点】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

(1) 安全・安心に関する情報提供等

(2) ブロック塀の安全性確保のための情報提供等

C 目標3「既存建築物の適正管理と違反建築物の是正」に向けた取組み

1 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保 【重点】・・・12

(1) 所有者等への定期報告制度の周知徹底

(2) 定期報告書提出の徹底

(3) 小規模建築物を対象とした医療・福祉施設等を所管する関係部局との連携

2 違反建築物等への指導 【重点】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

(1) 違反建築物の早期発見と是正指導の徹底

(2) 違反建築物の指導等に係る関係機関との連携、体制等の整備

(3) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

(4) 違反建築物の未然防止と既存建築ストックの有効活用

3 建築物に係るアスベスト対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

(1) アスベスト対策の徹底

4 事故・災害発生時の連携体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

(1) 事故発生時における適確かつ迅速な対応

(2) 災害発生時の迅速な派遣体制、受入体制の整備・充実

(3) 未然防止の取組み

D 目標1から3に共通する取組み

1 行政組織等の執行体制の整備、関係機関等との連携・・・・・・・・・・16

(1) 適切な確認検査等のための執行体制の整備

(2) 関係機関等との連携

(3) データベースの整備、確認審査報告書等の電子化

I 改定に当たって

1 計画策定の背景

建築物は、人間生活、経済活動、生産活動の基盤であると同時に、都市や地域を構成する重要な社会資産でもあることから、安全性、利便性、快適性などの様々な機能・性能が、より良好な状態で、長期にわたって確保されることが求められている。

これらを確保するためには、建築の主体である建築主、設計、施工及び工事監理を実施する建築士をはじめとする建築技術者、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関並びに行政のそれぞれが責任をもってその役割を果たしていくことが必要であり、建築基準法等による建築規制制度が適切に運用される必要がある。

このため、県では平成 11 年に県内の特定行政庁及び関係団体等と協力し「宮崎県建築物安全安心実施計画」を策定し、施工状況報告制度による適切な工事監理の実施や完了検査率の向上、違反建築物対策の推進等の取組みを進めてきた。

その後、平成 17 年の構造計算書偽装事件を契機として、建築基準法が改正（平成 19 年 6 月施行）されたが、建築確認・検査が大幅に厳格化されたことから、建築確認の遅延や建築着工数の減少等が指摘され、平成 22 年、平成 23 年には、建築基準法施行規則や関連告示等の改正による運用改善が図られてきた。

このような状況のもと、平成 22 年に国土交通省は「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」（平成 22 年 5 月 17 日付け国住指第 655 号）を示した。これを受け、県及び県内の特定行政庁は、平成 23 年 6 月に「宮崎県建築行政マネジメント計画」を策定し、建築行政における円滑かつ適確な業務の執行の推進のための取組みを進め、平成 27 年 7 月にはその一部を改定した。

この間、社会経済情勢の変化や大規模な火災事故、地震災害等の様々な課題が生じており、これらに対応するため、建築規制の見直しや手続きの合理化、事故・災害を踏まえた安全対策の強化等が図られ、建築基準法や建築士法の改正がなされているところであり、県内でもこれらの変化に的確に対応していかなければならない。

このようなことから、今般、「宮崎県建築行政マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）の見直しを行い、引き続き本マネジメント計画に基づく取組みを推進することとする。

2 前期マネジメント計画で取組みが不十分だった項目

改定に当たって、県内の特定行政庁において前マネジメント計画での取組み状況の検証を行った結果、主に次の項目について取組みが不十分だったという結果になった。

1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

- ・ 検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査の実施
- ・ 工事監理業務の重要性についての周知徹底

2 指定確認検査機関等への指導・監督の徹底

- ・ 建築士事務所の業務報告書の提出率100%
- ・ 確認申請窓口における建築士の定期講習の受講等の周知徹底
- ・ 建築士法改正の情報の適時かつきめ細かい周知や建築士等の知識向上の取組み

3 違反建築物等への対策の徹底

- ・ 違反建築物が発生しないよう建築士、工事施工者及び県民等への法令遵守の意識付け

4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保

- ・ 定期報告の徹底による建築物の損傷、腐食その他の劣化等の状況の適確な把握、昇降機や遊戯施設、建築設備の安全性確保の促進
- ・ 定期報告の結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用
- ・ 平成26年度改正建築基準法で強化された定期報告制度の周知の徹底
- ・ 未報告建築物等について、所有者等に対する督促、報告徴収及び立入検査の実施による定期報告率向上の取組み、定期報告を踏まえた是正指導の徹底(年度別、分類別)
- ・ 建物所有者等に対する建築物石綿含有建材調査者等の専門家によるアスベスト調査の重要性の周知
- ・ 既存不適格建築物の現行基準への適合や確認申請図書、検査済証等の保存の重要性、検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドラインの周知

5 事故・災害時の対応

- ・ 同様の事故を未然に防止する観点から、過去の事故等の記録の整備、法定点検や日常点検等の安全管理の周知徹底

3 改定の考え方

上記の取組みが不十分だった項目については、今後も継続して重点的に取り組む必要がある。また、取組みが不十分とならないよう改定にあたっては次のことについても見直しが必要と考えられ、本マネジメント計画での目標を明確にするなど、分かりやすい計画とする必要がある。

・ 計画に盛り込まれている内容が並列的で多岐に渡ることから、優先順位を明確にする必要がある。

・ 限られたマンパワーの中で、効率的に効果を上げられるよう、計画の目標や課題、具体的な施策等を分かりやすく示す必要がある。

・ 年度毎の検証が十分に行われていないため、検証の方法を明確にする必要がある。



計画の目標を明確にするなど、分かりやすい計画へ

具体的には、次のⅡにおいて本マネジメント計画の目標を設定し、Ⅶの「取り組む施策」では、それぞれの目標に対応する形で取り組む施策を記載することとする。また、各施策の中で重点的に取り組むべき施策については、施策の見出しに「【重点】」と記載することで重点施策を明確にし、各施策毎に【課題等】、【具体的な施策】、【実施状況の評価】について箇条書きで示すこととする。

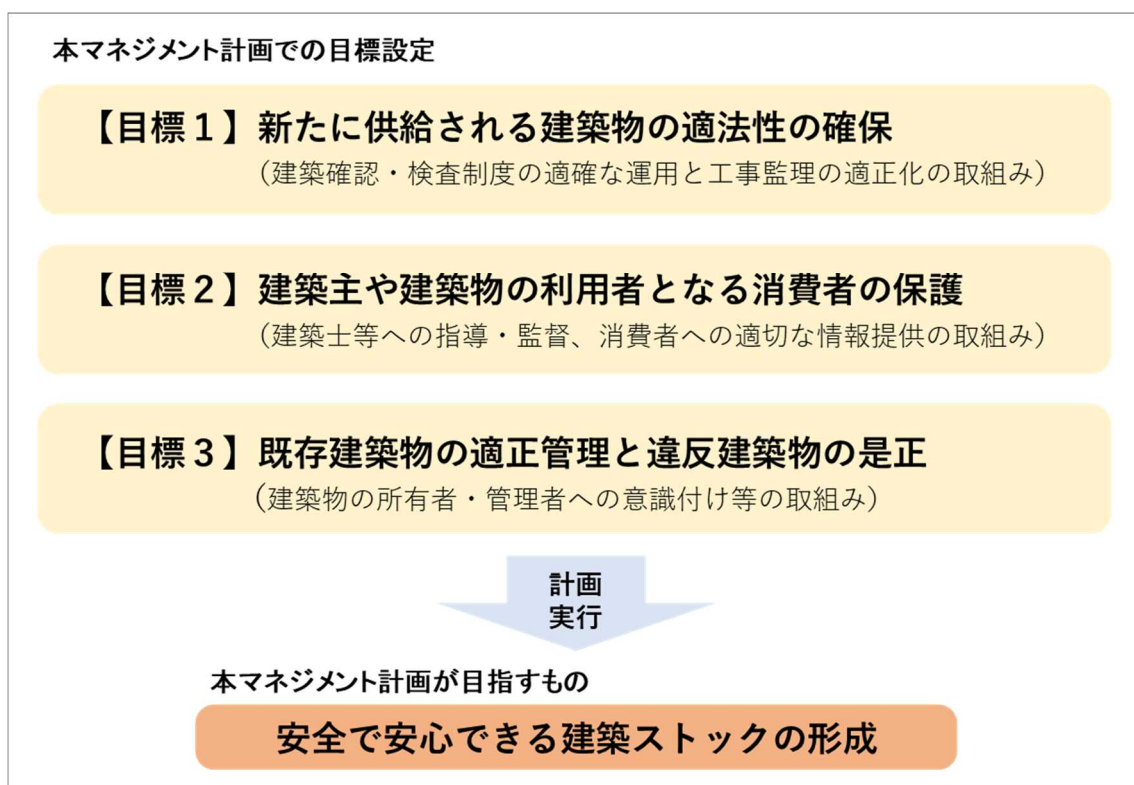
これにより、重点施策や課題等を踏まえた優先順位に応じ、メリハリのある施策の実施が可能となり、取組状況の確認や検証も容易になると考えられる。

また、改定に当たっては、社会情勢の変化や近年の法改正の状況等を踏まえ、具体的な施策の内容についても見直しや追加を行う。

なお、今回改定するマネジメント計画から、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震化等の建築物の安全確保等に関する取組みについては、別に定める宮崎県耐震改修促進計画によるものとし、本マネジメント計画での対象範囲からは除くこととする。

Ⅱ 目標設定

「Ⅰ 改定に当たって」で示した内容を踏まえ、本マネジメント計画での目標と目指す方向性は次のとおりとする。



Ⅲ 対象範囲

本マネジメント計画では、建築基準法及び建築士法に規定される建築物の安全に関する

性能の確保及び向上に係る制度等を対象とする。

IV 策定主体と推進体制

1 策定主体

本マネジメント計画は、県内の特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関から成る宮崎県建築行政連絡会議※（以下「連絡会議」という。）において策定する。

なお、策定に当たっては、連絡会議の構成員の他、警察や消防等の関係機関、建築士会等の関係団体に対しても意見照会し、その結果を反映させた。

※宮崎県建築行政連絡会議とは：

県内の特定行政庁、指定確認検査機関（一般財団法人宮崎県建築住宅センター、株式会社住宅性能評価センター東九州事務所、日本 ERI 株式会社鹿児島支店）、指定構造計算適合性判定機関（株式会社建築構造センター鹿児島事務所）により構成する会議。

主に建築指導行政に関し、各機関の情報共有や相互の連絡、協議等を通じて連携を保ち、県内の建築行政の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 推進体制

本マネジメント計画の実施主体は、連絡会議の構成員である県内の特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関とし、県及び特定行政庁を中心にそれぞれが主体的に取り組むこととする。

また、関係機関や関係団体等とも相互に連携し、計画を推進する。

V 実施期間

本マネジメント計画の実施期間は、令和2年度から令和6年度までとする。

VI 公表と見直し

本マネジメント計画は公表する。

また、実施状況や成果を把握するため、毎年度1回、連絡会議において前年度の実施状況についての検証・評価を行い、必要に応じて結果の公表や見直し、改定を行う。

VII 取り組む施策

取り組む施策は、「II 目標設定」で示した目標1から目標3に対応させて、次のAからCに示す。また、各目標に共通する施策をDに示す。

なお、重点的に取り組む項目については、施策の見出しに「【重点】」と示す。

A 目標1「新たに供給される建築物の適法性の確保」に向けた取組み

1 迅速かつ適確な建築確認審査の推進

【課題等】

- ・円滑な経済活動の実施とともに建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査の推進に今後も継続して取り組む必要がある。
- ・近年の建築基準法令等の改正に適確に対応する必要がある。
- ・適正で円滑な建築確認制度の運用のため、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関での情報共有と連携に十分取り組む必要がある。
- ・建築基準法の改正等により、複雑化・高度化する建築確認審査・検査へ対応するため、審査・検査担当者の人材育成や人員確保に取り組む必要がある。
- ・県内では建築確認の約43%を特定行政庁が審査し、約57%を指定確認検査機関が審査している状況（令和元年度の状況）であり、引き続き特定行政庁における審査・検査能力の向上に努めるほか、指定確認検査機関との役割分担や連携等についても検討する必要がある。

【具体的な施策】

(1) 迅速かつ適確な審査の実施

- ①特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、「確認審査等に関する指針」（平成19年国土交通省告示第835号）に基づき、迅速かつ適確に確認審査・検査、構造計算適合性判定を実施する。
- ②確認審査・検査、構造計算適合性判定の実施に当たっては、建築行政共用データベースシステム等を活用し、設計者の適格性の確認を徹底するとともに、設計図書に係る審査上の指摘事項等の連絡は、設計者に対して行うことを徹底する。
- ③特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、審査・検査担当者の審査技術向上を図るための研修等を実施するとともに、長期的な視点からの人材の確保や一級建築士、建築基準適合判定資格者の育成に取り組む。

(2) 統一的な運用基準の整備等

- ①特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、連絡会議等により、関係機関や関係団体と連携、協力、情報共有を行う。
- ②日本建築行政会議や県内での運用状況等を踏まえ、連絡会議においては運用基準等の統一化や県内の特定行政庁の統一的な取扱いをまとめた建築基準法の手引きの見直し、周知等に取り組む。
- ③県は特定行政庁と連携し、建築基準法施行条例の運用基準等について、随時見直しや追加等を行い、周知する。

(3) 特定行政庁と指定確認検査機関等との連携

- ①県及び特定行政庁は、県内の確認審査・検査業務が適正かつ円滑に実施されるよう特

定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造適合性判定機関の連絡体制について、整備や見直し等を行う。

②県は、宮崎県建築行政連絡会議運営要綱に基づく構成員等の名簿を毎年度更新する。

③確認審査・検査に関わる関係機関は、構造計算適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象建築物について、確認審査等が円滑に行われるよう相互に情報共有するとともに各適合性判定制度を適確に運用する。

④特定行政庁及び指定確認検査機関は、建築確認・検査に当たって、関係市町村との必要な情報共有等を行う。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策のうち、

- ・(3)－②については、県は毎年度名簿を更新し、特定行政庁等と情報共有する。
- ・その他の施策については、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

2 中間検査・完了検査の推進 【重点】

【課題等】

- ・建築物の安全確保と違反建築物の発生防止を図るため、施工時において建築基準関係規定に適合させる必要がある。
- ・建築物の安全性、適法性を確保するため、中間検査及び完了検査が100%実施される必要がある。
- ・平成30年4月以降に発覚した共同住宅における小屋裏等界壁の不適合事案等、不適切な工事監理等が原因の違反事案が発生していることから、中間検査に係る特定工程等の指定について検討が必要である。

【具体的な施策】

(1) 検査受検の周知徹底及び未受検建築物への督促の実施

- ①特定行政庁は、指定確認検査機関とも連携し中間検査及び完了検査の検査率及び未受検建築物の把握を行う。
- ②特定行政庁及び指定確認検査機関は、連絡会議が作成したチラシ等を活用し、建築主等に対し中間検査・完了検査の受検について周知する。
- ③特定行政庁は、検査未受検の建築物に対し、検査受検の督促を行う。

(2) 検査の適確な実施

- ①特定行政庁及び指定確認検査機関は、中間検査・完了検査時において、工事監理者の

立ち会いを要請する。

②特定行政庁は、検査未受検の建築物に係る報告徴収、立入検査を実施する。

(3) 特定行政庁が指定する特定工程に係る中間検査の導入の検討

①小屋裏等界壁の不適合事案に係る国からの要請等を踏まえ、特定行政庁において特定工程の指定及び中間検査の導入に向けた検討を行う。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策のうち、

- ・(1)－①については、県は特定行政庁への照会（月報等）により、毎年度の検査率を把握する。
- ・その他の施策については、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

3 工事監理業務の適正化とその徹底 【重点】

【課題等】

- ・法令に適合し、安全な建築物が供給されるためには、工事監理者による適切な工事監理が行われ、設計図書のとおりにより工事が確実に実施される必要がある。
- ・検査済証の交付前に仮使用される建築物については、仮使用認定制度を活用し安全確保の徹底が必要である。

【具体的な施策】

(1) 適正な工事監理の促進

- ①特定行政庁及び指定確認検査機関は、建築確認申請及び建築工事届の受理の際に、工事監理者の記載の確認を徹底する。
- ②特定行政庁及び指定確認検査機関は、建築行政共用データベースシステム等を活用し、工事監理者の適格性の確認を徹底する。
- ③特定行政庁及び指定確認検査機関は、施工状況報告書の提出の徹底を図るため、完了検査申請の受理の際に提出状況を確認し、未提出者への指導に当たっては連携して取り組む。また、チラシの配布等により工事監理の重要性について周知する。
- ④特定行政庁及び指定確認検査機関は、仮使用認定制度や工事中における安全上の措置等に関する計画の届出制度の周知に努め、関係機関とも連携し、仮使用認定制度の適確な運用に取り組む。
- ⑤特定行政庁は、不適切な工事監理者に対しては行政指導を行い、必要に応じて県や国とも連携し行政処分を行う。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策のうち、

- ・(1)－③については、県は特定行政庁への照会（月報等）により、毎年度の提出率を把握する。
- ・その他の施策については、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

B 目標2「建築主や建築物の利用者となる消費者の保護」に向けた取組み

1 建築士・建築士事務所に対する指導・監督等の徹底 【重点】

【課題等】

- ・適切な設計及び工事監理等の業務の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適切な指導・監督を徹底する必要がある。

【具体的な施策】

(1) 適確な指導・監督・処分の徹底

- ①県は、建築士事務所への計画的な立入検査を実施し、法令遵守や建築士及び建築士事務所としての適正な業務の実施について指導・監督を徹底する。
- ②県は、建築士事務所の業務報告書の提出について、未報告者への督促等により提出を徹底させる。
- ③県は、所属建築士の定期講習の受講の周知に努め、未受講者やその者が所属する建築士事務所への督促等により定期講習の受講を徹底させる。
- ④特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は、法令違反や不適切な設計、工事監理等を行った建築士及び建築士事務所があった場合には、監督権者である県又は国に対し迅速に通報を行う。また、県が監督権者である場合（二級建築士、木造建築士及び建築士事務所）には、処分基準に基づき厳正に対処する。

(2) 建築士の資質向上等のための取組みの推進

- ①県及び特定行政庁は、法令改正等の情報提供を行うとともに、建築士関係団体が開催する講習会等での講師派遣に協力するなど建築士の資質向上に取り組む。
- ②県及び特定行政庁は、宮崎県建築連絡協議会^{*}等を活用して関係団体とも連携し、良好な建築ストックの形成に資する取組みを行う。

※宮崎県建築連絡協議会とは：

県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、一般財団法人宮崎県建築住宅センター、一般社団法人宮崎県建築士会、一般社団法人宮崎県建築士事務所協会、一般社団法人宮崎県建設業協会、一般社団法人宮崎県建築業協会、一般社団法人宮崎県建築協会により構成する会議。

建築に関し、行政及び関係団体間において相互連絡・協議検討を行い、もって建築行政の円滑な推進を図り公共の福祉の増進に資することを目的とする。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、

- ・(1)-①から③については、県は毎年度の実施状況を把握する。
- ・その他の施策については、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

2 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底

【課題等】

- ・指定確認検査機関及び指定構造適合性判定機関は確認審査・検査の重要な役割を担うことから、適確な確認審査・検査を確保するため、指定確認検査機関等に対する指導・監督を徹底する必要がある。

【具体的な施策】

(1) 特定行政庁による立入検査等

- ①特定行政庁は、連携して県内を業務区域とする指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関のうち、毎年度1機関以上の立入検査を実施する。
- ②特定行政庁は、確認審査報告書や立入検査等において不適切な確認審査・検査が発覚した場合、指定権者である県又は国に対し適切に報告する。

(2) 県が指定する指定確認検査機関への指導・監督の徹底

- ①県は、特定行政庁と連携して知事指定の指定確認検査機関への立入検査を毎年度実施するなど、確認審査・検査業務が適切に行われるよう指導・監督を徹底する。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

3 消費者への対応 【重点】

【課題等】

- ・消費者問題への意識が高まっており、建築物についても安全・安心に係る様々な相談や苦情が寄せられていることから、消費者への適切な対応、情報提供等が必要である。

【具体的な施策】

(1) 安全・安心に関する情報提供等

- ①特定行政庁は、県民等からの相談に適切に対応するとともに、建築物の安全性の確

保・向上に関する消費者への情報提供を行う。

②特定行政庁は、市町村や各地にある消費生活センター、関係団体等との連携により、各種窓口の周知や消費者への適切な対応、情報提供等を行う。

③特定行政庁は、建築主が安心して建築物を建てるために、建築主が建築物の設計から完成後の引き渡しまでの間に確認すべきチェックポイント（建築士法に基づく建築士免許証の確認や工事監理報告書の受領等）をホームページ等で周知する。

(2) ブロック塀の安全性確保のための情報提供等

①特定行政庁は、新設するブロック塀について、建築確認申請等の機会をとらえ、法適合性や安全性の確保について周知する。

②特定行政庁は、既存のブロック塀について、点検等による安全性の確保を図るため、ホームページやチラシを活用し、ブロック塀の点検方法の周知や点検の実施を促す。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

C 目標3「既存建築物の適正管理と違反建築物の是正」に向けた取組み

1 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保 【重点】

【課題等】

- ・建築物及び建築設備の定期報告率が著しく低いため早急な改善が必要である。
- ・近年発生した建築物の火災事故では、防火設備の不備等が原因で被害が拡大したのものあり、適切な維持管理により被害の拡大防止に取り組む必要がある。
- ・定期報告の徹底により、建築物や建築設備等の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握し、利用者等の安全性の確保を促進する必要がある。
- ・建築物の所有者等に対する定期報告制度の周知が必要である。
- ・定期報告制度を活用した既存建築物の適切な維持管理により、安全で良好なストックの形成や円滑な既存ストックの活用につなげる必要がある。
- ・平成30年度の建築基準法改正に伴い、建築基準法第6条第1項第1号に規定する特殊建築物の床面積が200㎡を超えるものに改正されたことから、医療・福祉施設、宿泊施設、集客施設等の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の建築物（以下「小規模建築物」という。）*について、適切な維持管理や防火安全対策が図られるよう、消防や福祉部局等の関係部局とも連携して取り組む必要がある。

*小規模建築物の具体的な用途等については、「小規模建築物を対象とした医療・福祉施設、宿泊施設、集客施設等を所管する関係部局との連携について」（令和元年6月24日付け国住指第661号）、
「小規模建築物を対象とした医療・福祉施設、宿泊施設、集客施設等を所管する関係部局との連携に

係る厚生労働省の通知等について」(令和元年7月23日付け国住防第1号)参照。

【具体的な施策】

(1) 所有者等への定期報告制度の周知徹底

- ①特定行政庁は、指定確認検査機関とも連携し建築確認・検査の申請等の機会をとらえて、定期報告対象物件の情報共有、把握を行う。
- ②特定行政庁及び指定確認検査機関は、確認済証や検査済証交付の際に建築主等に対しチラシを配布するなど、定期報告制度を周知する。
- ③各特定行政庁は、連携して建築物の所有者等に対する講習会を実施するなど、定期報告制度を周知する。

(2) 定期報告書提出の徹底

- ①特定行政庁は、定期報告未報告の所有者等に対し、督促や立入り検査等により定期調査・検査の実施や定期報告書提出の徹底を促す。
- ②特定行政庁は、定期報告未報告者への指導等で改善が見られない場合には、施設利用者の安全確保等の観点から未報告施設を公表する等、県民への情報提供について検討する。

(3) 小規模建築物を対象とした医療・福祉施設等を所管する関係部局との連携

- ①特定行政庁は、消防や県の医療部局、福祉部局、保健部局等の関係部局、各市町村の担当部局とも連携し、小規模建築物の所有者等に対して建築物の適切な維持管理や防火安全対策の実施について周知する。
- ②特定行政庁は、小規模建築物の立入り調査や指導等に当たっては、消防や県の医療部局、福祉部局、保健部局等の関係部局、各市町村の担当部局とも情報共有するなど、連携して取り組む。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策のうち、

- ・(2)－①については、県は特定行政庁への照会(月報等)により、毎年度の定期報告率を把握する。
- ・その他の施策については、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

2 違反建築物等への指導 【重点】

【課題等】

- ・火災等により重大な人的被害の発生が危惧される違反建築物(個室ビデオ店等、未届け

の有料老人ホーム、ホテル・旅館等、病院・診療所、違法貸しルーム等) について、情報の把握や違反是正に向けた指導の徹底が必要である。

- ・全国において重大な事故等が発生している違法設置の昇降機等について、情報の把握や違反是正に向けた指導の徹底が必要である。
- ・大臣認定不適合事案等の全国規模の違反事案について、迅速かつ的確に情報を把握し、是正指導を行う必要がある。

【具体的な施策】

(1) 違反建築物の早期発見と是正指導の徹底

- ①特定行政庁は、違反建築物パトロールや立入検査等の実施により違反建築物の早期発見や違反事項の把握を行う。
- ②特定行政庁は、違反建築物是正マニュアル等を活用し、違反建築物に対する是正指導を徹底する。
- ③火災等により重大な人的被害の発生が危惧される違反建築物（個室ビデオ店等、未届けの有料老人ホーム、ホテル・旅館等、病院・診療所、違法貸しルーム等）については、国のフォローアップ調査等も活用し、是正完了に向けた継続的な指導を徹底する。

(2) 違反建築物の指導等に係る関係機関との連携、体制等の整備

- ①県及び特定行政庁は、違反建築物の指導に当たっては、関係機関（警察、消防、福祉部局、建設業法や宅地建物取引業法の所管部局等）との情報共有や合同での立入検査を実施するなど連携して取り組む。
- ②県及び特定行政庁は、違反建築物に係る書類等について適切に保管し、違反指導において活用する。
- ③県及び特定行政庁は、違反建築物が発生しないよう建築士や工事施工者、県民等に対し法令遵守について周知する。

(3) 違法設置昇降機の安全対策の徹底

- ①特定行政庁は、労働基準監督署等との情報共有や連携により、違法設置昇降機を把握する。
- ②特定行政庁は、構造に問題のある昇降機を把握した場合には、安全が確保されるまで確実に使用を停止させた上で、所要の是正措置を実施するよう指導する。

(4) 違反建築物の未然防止と既存建築ストックの有効活用

- ①特定行政庁は、建築士や建築物の所有者等に対し既存建築ストックや既存不適格建築物の増築や用途変更等を行う際に必要な手続き等について周知し、違反建築物の未然防止や既存不適格建築物の安全性の向上、適切な既存ストックの有効活用を促す。
- ②特定行政庁は、建築物の所有者等に対し、確認申請図書や検査済証等の保存の重要性

や「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について周知する。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

3 建築物に係るアスベスト対策の推進

【課題等】

- ・アスベスト対策に取り組むため、建築物の所有者等に対する情報提供やアスベスト改修の促進を図る必要がある。

【具体的な施策】

(1) アスベスト対策の徹底

- ①特定行政庁は、小規模民間建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備や実態把握、アスベストを有する建築物に係るデータベースの早期整備に努めるとともに、建築物所有者によるアスベスト改修を促す。
- ②特定行政庁は、建築物の所有者等に対し建築物石綿含有建材調査者等の専門家によるアスベスト調査の重要性を周知するとともに、労働安全部局や環境部局等、アスベスト対策関係部局との連携を図ることでアスベスト対策を推進する。
- ③各特定行政庁は、連携しアスベストに関連する建築物の情報提供の円滑化に向けて、県内の問い合わせ窓口の一本化等に取り組む。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

4 事故・災害発生時の連携体制の整備・充実

【課題等】

- ・建築物や昇降機等で事故が発生した場合には、関係機関とも連携し、事故対応や原因究明等の迅速な対応が必要である。
- ・地震等の災害が発生した際においても、同様に被害拡大や二次災害の防止等のための迅速な対応が必要である。

【具体的な施策】

(1) 事故発生時における適確かつ迅速な対応

①県及び特定行政庁は、関係機関との連携体制の整備を行い、事故発生時には緊急点検・調査を迅速かつ適確に実施する。

②県及び特定行政庁は、事故の原因究明に取り組むとともに再発防止策を検討する。

(2) 災害発生時の迅速な派遣体制、受入体制の整備・充実

①県は市町村と連携し、被災建築物応急危険度判定資格者の連絡網の整備と継続的な更新、判定用資機材の事前準備を徹底し、災害発生時の迅速かつ広域的な派遣体制、受入体制の構築及び訓練を実施する。

②県は、被災建築物応急危険度判定資格者の登録促進及び講習会等による判定技術の向上に取り組む。

(3) 未然防止の取組み

①県及び特定行政庁は、同様の事故を未然に防止する観点から、過去の事故等の記録を整備するとともに、法定点検や日常点検等の安全管理を周知徹底する。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。

D 目標 1 から 3 に共通する取組み

1 行政組織等の執行体制の整備、関係機関等との連携

【課題等】

- ・建築行政に係る具体的な施策を効率的かつ効果的に遂行するためには、適切な業務執行体制を整備する必要がある。
- ・特定行政庁、建築主事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関の役割分担を見据えた適切な業務執行体制の整備が必要である。
- ・多様化する各種課題に対応するため、行政機関内部での他部局との連携や関係機関、関係団体等との連携が必要である。
- ・建築確認・検査を始めとする建築物等に係る情報を正確に把握し共有するため、建築物等に係る情報の蓄積、整理、管理のための各種データベースの整備が必要である。
- ・効率的にデータベース化を図るため、確認審査報告書等の電子化に取り組む必要がある。

【具体的な施策】

(1) 適切な確認検査等のための執行体制の整備

①特定行政庁は、社会や地域の実情を踏まえつつ、指定確認検査機関等との役割分担を前提に、適切な執行体制を検討し、その構築に取り組む。

(2) 関係機関等との連携

①特定行政庁は、多様な課題を効果的かつ効率的に解決のために、各行政機関内部の関係部局や関係機関、関係団体とも積極的に連携する。

(3) データベースの整備、確認審査報告書等の電子化

①特定行政庁は、建築確認・検査、定期報告等の内容のデータベース化を図り、適切に更新等を行う。

②県は、建築士・建築士事務所のデータベースの整備と適切な維持管理を行う。

③特定行政庁は、指定確認検査機関とも連携し、確認審査報告書、完了検査報告書等の電子化に取り組む。

【実施状況の評価】

上記の具体的な施策について、県は各取組主体への照会により、毎年度の実施状況を把握する。